

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本的な考え方

(1) 基本的な理念・目標

本計画の推進にあたっては、「市町村障害福祉計画」の策定に向けて示された国や大阪府の基本的な考え方を踏まえるとともに、全体計画である「第2次貝塚市障害者計画」で掲げている理念、目標像、施策展開の基本方向等の実現に向けて、障害福祉サービス（自立支援給付及び地域生活支援事業）の提供に努めていくこととします。

第2次貝塚市障害者計画の基本的な考え方

【基本理念】

◆地域で安心して暮らせる生活支援の充実したまち

障害のある人を取り巻くさまざまな障壁を取り除くとともに、一人ひとりの障害のある人のおかれた状況、ライフステージ等に応じて必要となる生活基盤や支援の充実を図り、重い障害のある人や障害が重複している人を含めて、誰もが地域社会で安心して暮らせるようなまちをつくりまします。

◆障害のある人とない人が互いに尊重しあい、支えあうまち

障害のある人とない人が地域社会を構成する一員として、互いに尊重し支えあいながら、差別も偏見もなく、ともに暮らし、働き、学び、憩えるようなまちをつくりまします。

◆障害のある人の一人ひとりが輝き、自立した生活をおくれるまち

障害の種類や程度にかかわらず、障害のある人がその有する能力を十分に発揮できる環境づくりを進め、地域社会の中で自立した質の高い生活をおくれるとともに、社会参加を通じて自己実現を図れるようなまちをつくりまします。

【目標像】

『ともに生き ともに安心 かいつか』

【施策展開の基本方向】

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| ①啓発と交流の促進 | ④教育・育成の充実 | ⑦生活環境の充実 |
| ②保健・医療の充実 | ⑤雇用・就労の促進 | |
| ③生活支援の充実 | ⑥社会参加の促進 | |

(2) 国・府の責務と基本的な考え方

① 国及び都道府県の責務

障害者総合支援法では、市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、国や都道府県の責務として、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うことを求めています。

また、都道府県については、市町村との連携・協力のもとに、自立支援医療費の支給と地域生活支援事業の総合的な推進、障害のある人に関する専門的な知識・技術を必要とする相談・指導の実施、障害のある人の権利擁護に向けた援助の実施と市町村に対する必要な助言、情報提供等の実施を行うことも責務とされています。

② 国の基本理念・方針等

市町村障害福祉計画の策定にあたって、国が平成26年5月に示した基本指針（障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）では、次のような基本的理念を掲げるとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、市町村障害福祉計画において数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

第4期障害福祉計画の策定に向けた国の主な考え方

◆基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

◆サービス提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

◆相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方（抜粋）

- 1 相談支援体制の整備（人材の育成支援、特定相談支援事業所の充実、基幹相談支援センターの有効活用など）
- 2 障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障害者等の地域移行支援に係るサービス提供体制の確保
- 3 地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるよう、地域定着支援に係るサービス提供体制を充実
- 4 地域の課題の解決に向けた「協議会」の設置（努力義務）
- 5 発達障害者支援センターや難病相談・支援センター等の専門機関との連携確保

◆障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方（抜粋）

- 1 教育、保育等の関係機関と連携し、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供
- 2 児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の整備についても障害福祉計画に定める
- 3 障害児支援における自立支援協議会の位置づけの明確化

◆障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標（抜粋）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行
- ・平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減
- ・平成26年度末までに第3期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加える。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

- ・平成29年度における目標として、入院後3か月時点の退院率が64%以上、入院後1年時点の退院率が91%以上
- ・平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年(2012年)6月末時点より18%以上削減

3 地域生活支援拠点等の整備

- ・地域生活支援拠点等（面的な支援体制を含む）を、平成29年度(2017年度)末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備する。

4 福祉施設から一般就労への移行等

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者を平成24年度の移行実績の2倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の平成29年度末における利用者数を平成25年度末における利用者数の6割以上とする。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割とする

2. 重点目標と実現に向けた取り組み

(1) 重点目標

国や大阪府の考え方を踏まえつつ、次の数値目標を掲げ、その達成に向けた総合的・計画的な取り組みに努めます。

①施設入所者の地域生活への移行

平成25年度末現在の入所状況は、市内外の入所施設に67人（うち身体障害のある人14人、知的障害のある人53人）となっています。

障害のある人の希望に基づき、それぞれの状態やニーズに合わせた支援を行いながら、入所施設から地域生活への移行を進める観点から、平成29年度末時点の入所施設入所者数の目標値を次のように設定します。

項目	数値目標	備考
平成25年度末時点の入所者数（A）	67人	
平成29年度末時点の入所者数（B）	64人	
【目標値】地域生活への移行数	8人	・入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数 ・平成25年度末時点の入所者数の12%
【目標値】削減見込（A－B）	3人	・平成25年度末時点の入所者数の4%

②入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院に入院している人は福祉施設への入所者と違い、市町村では個々の患者の状況や地域生活への移行に向けた希望、退院後の生活実態等が把握しづらく、これらに根ざした目標値の設定は困難であることから、本計画で目標値を掲げることは見送ります。

ただし、地域生活への移行が可能で、本人などが希望しているにもかかわらず、地域で生活するための支援体制が不十分なことからやむを得ず精神科病院に入院している人に対しては、地域移行支援、地域定着支援等を通じて円滑に地域生活へ移行できるよう支援に努めます。

③地域生活支援拠点の整備

障害のある人を取り巻く生活課題を解消し、安心して地域生活を継続できるよう、専門的な相談支援、医療等との連携、緊急時における対応、居住支援機能など、必要な機能を集約した地域生活支援拠点を平成29年度までの間に整備します。

拠点の整備にあたっては、拠点を構成する機能と内容をどうするか、1か所に集約した拠点をどこに設けるか、複数事業所によるネットワークとして事業提供を図るかなど、地域生活支援拠点の整備方法について関係機関、相談支援・サービス事業所等との協議・検討を重ねながら決定します。

④福祉施設から一般就労への移行

市内に在住する障害のある人で第3期計画期間中に就労支援事業所等の福祉施設から一般の企業等に就労した人は8人となっています。

働くことへの意欲を醸成し、希望する人が個々の状況に応じて就労できることをめざし、福祉施設等における支援の質・量両面での充実や職場の開拓など、一般就労に必要な多くの課題に積極的に取り組むことにより、平成29年度中に福祉施設から「就労移行支援」等の事業を通じて一般企業・事業所等に就労する人の数を、以下のように設定します

項目	数値目標	備考
平成24年度の年間一般就労移行者数	3人	・平成24年度から26年度までを通じて福祉施設から一般就労に移行した人は8人
【目標値】 平成29年度の年間一般就労移行者数	15人	

⑤就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針では、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数を、平成25年度末における利用者数から6割以上増加させることを基本としています。本市においても、これまでの実績を踏まえ、利用者の意向や地域の実情に応じて見込んでいます。

今後とも利用者ニーズや事業所参入動向を見極め、就労移行支援事業所を育成、確保できる方策について検討していきます。また、就労移行支援事業の目的に応じた適切なサービス提供の確保に努めるため、事業所と連携を図りながら、就労に向けた取り組み、支援を強化します。

項目	数値目標	備考
平成25年度末における利用者数	13人	
【目標値】平成29年度末の 就労移行支援事業利用者数	21人	

⑥就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

国の基本指針では、就労移行支援事業所の半数以上が、平成29年度末において3割以上の就労移行率となることを基本としています。

本市においても、市内にある半数以上の就労移行支援事業所が、3割以上の就労移行率となるよう、当該事業者や支援学校、ハローワーク、泉州中障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携の充実・強化を図り、一般就労に向けた取り組みを進めていきます。

⑦就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額

大阪府は、全国と比べて工賃実績が極めて低いことから、平成24年6月に「大阪府工賃計画」を策定し、各種の事業を実施しています。これに関連し、障害福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方では、就労継続支援（B型）事業の工賃の平均額について平成25年度の実績額の34.2%増とすることを基本としています。

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進するとともに、一般企業・事業所・団体等から受注機会の拡大に向けた取り組みを進めることにより、平均工賃額の向上を図ります。

項 目	数値目標	備 考
平成25年度の工賃の平均額（A）	10,069円	
平成29年度の工賃の平均額（目標値）（B）	13,513円	・平成25年度実績の134.2%
（A）に対する増加額	3,444円	（B）－（A）

(2) 目標の実現に向けて

① 制度の円滑な実施と自立支援のための仕組みづくり

重い障害や重複した障害のある人をはじめ、すべての障害のある人が、地域でその人らしく自立した生活をおくれるよう、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりに努めていきます。

また、自立支援にあたっては、乳幼児期から高齢期に至るさまざまなライフステージに応じて、障害のある人個々の状態やニーズ等に対応するとともに、その自己選択・自己決定の尊重に努めます。

【重点的な取り組み】

施策の方向	取り組み内容（すでに実施中のものを含む）
障害福祉サービスの円滑な提供	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者福祉に関する情報提供の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉のしおり作成、コスモス市民講座開催等による周知 ○サービス提供体制の確保・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・市内サービス事業所への指導・助言 ・重度・重複障害のある人を対象とするサービス提供体制の確保と利用者の支援 ・障害のある子どもや保護者に対する支援制度・サービス提供の充実、保健・医療、療育・教育分野における関係事業との連携・調整 ○的確な支給決定と支援プログラムの作成 ○地域生活支援拠点の開設に向けた検討・準備 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府など関係機関、相談支援・サービス事業所との連携、計画期間中の拠点開設もしくはネットワーク構築に向けた検討・準備
在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅生活や社会参加に対する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護など）、短期入所等 ・地域生活支援事業の移動支援、意思疎通支援等 ○地域における医療・リハビリテーション体制の充実
生活の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホーム等の整備促進 ○障害のある人に配慮した住まいの拡充と居住支援 <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅のバリアフリー化、優先入居の実施 ・住宅改修に要する費用の助成
日中活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○通所サービスの提供促進 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付の生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等 ・地域生活支援事業の地域活動支援センター等

②身近で利用しやすい相談支援体制の充実

障害のある人が地域で暮らすうえで、年齢や障害種別等に関わりなく、身近に相談でき、適切な支援につながる体制づくりが求められます。

貝塚市がこれまで培ってきた相談支援体制、地域におけるネットワークを最大限に活かし、障害のある人やその家族、介助者などが抱えるさまざまな相談ニーズに応じて、迅速かつ的確な相談支援が行えるよう、障害者自立支援協議会を中心に相談支援体制の充実に引き続き努めます。

【重点的な取り組み】

施策の方向	取り組み内容（すでに実施中のものを含む）
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法に基づく相談支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター ・障害者虐待防止センター ・自立支援給付の計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の提供体制確保、円滑なサービス提供（サービス利用計画の作成等） ○各種相談支援事業の円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の障害者相談支援事業 ・身体・知的・精神3障害に対応した総合相談窓口の設置 ・地域活動支援センター ○相談支援機関のネットワークの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者連絡協議会の開催 ・障害者自立支援協議会の開催 ○障害者ケアマネジメントの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者意向の確認、自立・就労に向けた能力・適性の把握 ・支援プログラムの作成と関係機関との調整 ○権利擁護体制の整備、成年後見人制度の普及・利用支援 ○地域における受け入れ体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・市民理解の促進、地域福祉活動の推進等

③地域で自立するための活動の場・働く場の確保

障害のある人が地域で生活を続けていくためには、障害特性や一人ひとりの意欲、適性、能力等に応じた活動の場、働く場が身近なところにあることが条件となります。

このため、一般企業などへの就職が困難な障害のある人を対象とする福祉的就労の場の確保やサービス事業所等の安定運営を支援するとともに、福祉的就労の場や支援学校等から地域の企業・事業所での一般雇用のより一層の促進と雇用後の安定就労を図るため、市内における就労支援体制の充実に努めます。

【重点的な取り組み】

施策の方向	取り組み内容（すでに実施中のものを含む）
就労支援のための体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用・就労支援ネットワークの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会の開催 ・福祉施設や関係機関との連携強化 ○障害者就労支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・泉州中障害者就業・生活支援センターとの連携強化 ・雇用・就労に関する相談支援、情報提供体制の充実
一般雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○民間企業・事業者等に対する啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の雇用と働きやすい職場づくりへの理解促進 ・障害者法定雇用率制度、支援施策等の周知徹底 ○市における雇用の促進
職業リハビリテーション、就労促進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○職業能力向上、一般就労に向けた支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した職業リハビリテーションの推進 ・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の拡大 ・障害者トライアル雇用制度の周知・活用
福祉的就労の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉的就労関係施設の受注機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法に基づく取り組みや安定的な受注確保に向けた仕組みづくり ・市における発注機会の拡大 ・民間企業・事業所等への業務委託・発注への協力要請